

平成29年度第1回熊本県消費者教育推進地域協議会議事概要

日 時：平成29年11月2日

場 所：審議会室（県庁行政棟本館5階）

出席者：（委員）川口会長、原副会長、安楽美代子委員、川口和博委員、瀬口和弘委員、田中豊造委員、徳永理映委員、徳村美佳委員、中山貴博委員、堀川丞美委員、宮村恵美委員、高谷陽子委員、前田竜次委員、松本浩二委員、山野和子委員は欠席
（事務局）瀬戸環境生活部県民生活局長、西川消費生活課長、秋田審議員、岩谷主幹、松永主幹、嶋崎参事、小山参事

概 要

1 開 会

2 あいさつ 熊本県環境生活部県民生活局長

3 委員紹介

4 議 事

（1）熊本県消費者教育推進地域協議会会長、副会長の選任について

中山委員から、川口委員を会長、原委員を副会長へ推薦があり、本人も承諾し了承された。

（2）熊本県消費者教育推進計画に関する平成28年度実施結果及び平成29年度実施状況について

事務局から資料1に基づき説明。その後意見交換が行われた。

（徳村委員）

震災があつたにも関わらず、幅広い取組が実施されていると感じた。

「1ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進」について、県の消費者教育推進計画の策定から携わったが、取組の視点は、適切な意思決定、実践的な能力を幼児期から高齢期までの発達段階に応じて育むとなっている。一足飛びにはできないことは承知している。学校における消費者教育の推進として、小学校、中学校、高等学校それぞれ全校で実施となっているが、どのような内容で、何時間程度実施されたのか、具体的に教えてもらいたい。課題があるのであれば、学校現場と連携して進める必要があるため、とても重要な情報である。

取組の視点には、「幼児期から」の表現があるが、幼児期からの消費者教育は今後の課題であると感じた。

「実践的な能力」については、「気を付けましょう」というような啓発は繰り返されているが、消費者被害は減らない。情報化社会となり、ますます消費者トラブルが複雑になっていく中で、「気を付けましょう」と言われて、対応できる人がどのくらいいるのか、対応できる底力をつけることが消費者教育の根本である。今後の課題とし

て、消費者が自分で考えて決める、情報を選ぶ力や批判的思考、客観的にものを見る力など、人間としての底力を作っていくようなこれまでの啓発の比重を超えてやっていくことが必要ではないかと感じた。

「2 効果的な消費者教育のための取組の推進」について、取組の視点で「地域の関係団体や専門家等と連携するとともに」となっているが、これからの課題として、人の生活に密接に関わる、困りごとを抱えていらっしゃる方は消費者としての力が弱かったりして、応援が必要な方々もいらっしゃる。そこには、私たちが取組もうとする消費者教育のヒントがたくさんあると感じている。密接に関わる社会資源は、社会福祉協議会や包括支援センターなど、そのスタッフは、人の生活をしっかり見ている。必ず連携する必要があると感じた。今年度、知的障がい者相談員や家族の方を対象とした「知的障がい者のための消費者教育研修会」の講師をしたが、事前に質問を受け付けたところ、テキストについての質問ではなく、金銭管理についての質問が多かった。また、保護者がいなくなった後、どのように生きていくのか、見守り体制についてなど。高齢者の見守りは計画に入っているが、力の弱い方たちや生活困窮者、多重債務者等の支援体制の整備等も今後の課題であると感じた。

今後、計画を見直す際には、これまでの気づきを踏まえて、より一層県の消費者教育の推進を図ってほしい。

（事務局・義務教育課）

小中学校では、消費者に関する教育については、学習指導要領に基づき、各学校で実施している。消費者として子供たちが主体的に判断し、責任を持って行動できる力を育成している。「消費者教育」という形で単独で行うのではなく、それぞれの教科等の中で行っていくことになっている。本年の3月に新しい学習指導要領が告示をされ、次年度から移行期間として実施されていくことになるが、消費者教育も充実がさらに図られているので、内容について今年度説明会を開催し、各学校で確実に実施してもらうようお願いをしたところ。例えば家庭科の中では、小学校で「消費の基礎を学ぶ」、中学校では、「3者間契約、クレジットに関すること」などの内容が加わっている。今回の改訂の主旨を踏まえて各学校で実施してもらうよう説明を行った。また、幼児期からの消費者教育については、「ものやお金を大切に作る心」というところを学習する。そのような学習を積み重ねていくことで、子供たちが力をつけていくので、各学校、園での御指導をお願いしている。

（事務局・高校教育課）

高等学校の家庭科については、共通教科で男女ともに家庭基礎、家庭総合で学習している。衣食住、消費生活、保育、介護、全ての分野を基礎的に学んでいる。消費生活に関する学習としては、生活と経済のつながりについて、家計の構造、経済全体のしくみの関わり方、主体的な家計管理のあり方やリスク管理の考え方、キャッシュレス社会とその課題についてなどを学習している。その他、消費行動と意思決定につい

てなども学習している。さきほど御意見をいただいたとおり、「消費者として主体的に判断できるための批判的思考について」も教科書に記載されている。また、「消費者の権利と責任」「法に基づく消費者の権利」「自立支援」に関しても学習しているところ。家庭基礎は、年70時間あり、その中で消費生活を扱うのは7～10時間程度。いかに工夫して、高校生に主体的に自分のこととして考えてもらえるような内容にするのかを勉強会や研修会を開催して模索しているところ。

(田中委員)

基本的には学習指導要領にのっとって実施しているところ。できるだけ子供たちが、実際の生活に即した行動ができる、そのような力をつけるために、教科書の中には、想定される例題や記述があり、その部分を踏まえて授業を行っている。教育事務所単位で採択している教科書が違うこともあり、全く同じ教科書ではないが、内容については、カードのことやクーリングオフ、ものの大事さや扱い方など、詳しく述べられていると思っている。

(徳村委員)

学校で、工夫しながら実施されているということがわかってよかった。このような情報を共有することが大切。学校と共通認識を持って消費者教育を進めていくことが重要。生活困窮の方などの相談を受けると、知識はあるが、実生活のなかでどう生かすのかわからないという方が多い。熊本県だけではなく共通の課題であることを認識した。学校現場にお任せするのではなく、様々な機会をとらえて、協力しながら、子供たちの生きる力を作っていくための連携がもっと推進されるとよい。

(川口会長)

実践的な能力については、徳村委員から意見があったように、スローガ的な内容に陥らないようにしなければならない。中学校でも実生活に即した行動、実生活にひきつけて考えるよう、学校でもできるだけ努力している。関係団体との連携については、御指摘と受け止める。人の生活と密接に関わっている社会資源としての社会福祉協議会等とさらに連携を深める必要がある。また、知的障がい者のための消費者教育研修会の受講者からの質問が、金銭管理についての内容が多かったとのことだが、消費者教育の根本は、金銭管理教育である。現代は消費経済社会で、自分のお金をどのように使って生きていくか、使い方がまずければ、より良い人生を生きていきにくくなるような社会なので、以前は学校教育でお金のことを学ぶのは、好ましくないという風潮も無きにしも非ずだったが、お金についての教育も道徳的な観点だけでなく具体的に教える金銭管理教育が必要である。金銭教育は、道徳教育にスイッチしていくので、これからは金銭管理教育をより重要な視点として進めていく必要がある。

消費生活相談サポーター養成講座を実施しているとのことだが、受講した方は、どのような場面で活動しているのか。

(事務局・消費生活課)

サポーターは、地域で消費者行政に協力して情報提供したり、地域で消費生活上のトラブルを抱えている人に消費生活相談窓口を紹介する等の役割を期待している。受講の前に地域の活動にご協力いただけるかどうか聞き、協力してもよいと意思表示があった方は地域の中で一定の役割を果たしていただくことを期待している。のちほど第三次消費者基本計画について御説明するが、サポーターには高齢者や障がい者の身守り活動等を担っていただきたいと考えている。

(川口会長)

税金を投入して養成するのであれば、期待するだけでなく、具体的に市町村でどんな活動をしてもらうのか明確に示す必要がある。

(徳永委員)

「親の学びプログラムトレーナー」とは具体的にどのような人を指すのか？保護者に消費者教育の必要性について啓発を行う人のことなのか教えてもらいたい。

資料の4ページ「消費者団体の自主的活動の支援」の平成28年度の実績に「主催事業等への広報、情報提供、参加等の支援」と記載してあるが、具体的にどんなことをイメージしているのか教えてもらいたい。資料の8ページ成果指標2の「消費者教育推進計画を策定した市町村は1市とのことだが、1市しかないことの原因はどのように考えているのか。

(事務局・社会教育課)

くまもと「親の学び」プログラムというワークショップをもとにした保護者の子育てを支援するプログラムがあり、幼児から高校生までの保護者及び中高生の子供を対象としたワークショップの講座である。消費者教育を視点とした内容も実施している。その講座のファシリテーターの方を「親の学び」トレーナーと呼び、そのファシリテーターの講習の際に、消費者教育の必要性について啓発を行っている。

(事務局・消費生活課)

資料の4ページ「消費者団体の自主的活動の支援」の「参加等の支援」の表現は、各団体が行う講演会や研修会への参加を促すための支援をしたり、一緒に県民向けの街頭啓発を行っているという趣旨である。

消費者教育計画の策定市町村が1市しかない原因については、消費者教育の推進に関する法律において努力義務とされているものが2つあり、「計画の策定」と「地域協議会の設置」である。計画の策定にあたっては、地域協議会の意見を聴くこととなっているが、協議会の設置の点がハードルが高いのではないかと考えている。全国的にも20政令市中、5市が未策定の状況である。今、策定している人吉市などは支援をしていきたいと思っているが、一方で、出前講座等については、33の市町村で取り組んでおられるので、その取り組みについても推進し、中でもセンターを設置している市については、今後どのような形で消費者教育を進めていくのか、例えば市民向け

のPR等、様々な資源を活用しながら進める内容の方針、要綱の作成をもって計画にかえるような検討もしていく。

(川口和博委員)

3ページの見守りネットワーク構築について、熊本県では、くまもと見守り応援隊を推奨している。社協も参加している。熊本地震発災後、孤独死を防ぐことを第一の目的にあげられているが、そこに消費者被害の未然防止という機能を持たせていくことも検討してもらいたい。また、市町村の社協でも、様々な小地域の福祉ネットワークを持っている。県の社協から市町村の社協に対しても情報提供を行っていくので、何か協力できるものがあれば、申し出てほしい。生活困窮者自立支援の相談事業も行っているが、地域での相談をつないでくださるのは、民生委員、児童委員が一番多い。県内にも4千名を超える民生委員・児童委員がいるので、まず民生委員・児童委員に理解してもらって、第1発見者になってもらうことが重要である。県でも、各広域本部主催の民生委員・児童委員の研修会を実施しているので、その際に、消費者被害の未然防止の視点を織り込むことを検討してもらいたい。また、社協でも様々な研修を実施しているので、内容等についても相談していきたい。

(事務局・消費生活課)

後程説明する第3次計画の中で、見守りが必要な方々への地域の応援体制づくりについて記載をする検討をしているところ。また、具体的に御相談させていただきたい。

(中山委員)

4ページの防犯講習会について、毎月実施しているとのことだが、仮設住宅等でも実施しているのか。司法書士会では、毎週日曜日に仮設住宅1軒1軒を回る巡回法律相談を行っているが、高齢者の方などから「いろんな人の出入りがある」と聞いた。また、今後は仮設から転居される方も増えていくが、残る方の中には、経済的な弱者もいらっしゃる。また、いろいろなところに出かけて情報を得ることが困難な方もいらっしゃる。このような方は狙われやすいという印象を受けるので、実施状況を聞きたい。

(事務局・県警生活安全企画課)

仮設住宅においても、振り込め詐欺についての講話等を警察署単位で行っている。仮設住宅に関しては、防犯協会に委託をして、被災地防犯アドバイザーが二人一組の3班で回っている。「みんなの家」で講話をしたり、個別訪問で直接相談を受けたことを役場や警察につないだりしている。

(3) 第3次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画(案)について

事務局から資料2、3に基づき説明。その後意見交換が行われた。

(徳村委員)

重点プロジェクト2の「成年年齢引き下げを見据えた学校教育との連携」について、あくまでも印象だが、啓発、情報提供のイメージが強い。消費者教育推進計画の策定の際にも言ったが、啓発と消費者教育は、イコールではあるが、そのものではない。「気を付けましょう」と啓発をしても、その情報をどう生かすか、その底力をつくるのが消費者教育だということを事務局と議論した。この資料をみると、その時に戻っている印象を受ける。「出前講座」ももちろん大切だが、講座を受けた子供たち、若者が消費者被害を回避できるような、被害にあってもリカバリーできるような力をどこで作るのか、という視点を加える検討をしてもらいたい。学校は、学習指導要領に基づく教育を実施される。「お金の学校くまもと」では、長洲、玉東、和水、南関町で小学校、中学校で一緒に授業を行っている。小学校では「やりくりゲーム」中学校では、「一人暮らしをするといくらかかるか」などの内容で実施している。

「学校における消費者教育の実施」では、学校で学んだことを実生活の中でどう生かすのか、その点をどう生徒に伝えるのかの工夫が大切なので、その点をサポートする施策が必要である。学校に丸投げではなく、みんなで一緒にやっていくということなので、サポートする人材とプログラムが必要。南関町で行っている授業には社協も必ず来てもらって、意見を聞いている。学校現場のみならず、福祉分野の方々にも興味をもってもらい、一緒に実施してもらうことが施策として大切なことと考える。

次に資料2の3ページのイメージ図について、情報提供の矢印が消費生活課からの一方的な矢印になっているが、双方向がいいのではないか。

重点プロジェクト3の「地域における高齢者等の見守り応援プロジェクト」について、協議会で、見守りをされる方、消費生活相談窓口につなぐ方の役割が重要だが、見守り方はとても難しい。行き過ぎると個人の権利を侵害しかねない。つなぎ方もとても難しい。その点のスキル、情報の提供、知識の伝授だけでなく、役割を明確にすることが必要。また、どのようなスキル、ノウハウが必要なのかをきちんと把握したうえで進めることが必要。

(事務局・消費生活課)

まず、高齢者の見守りについて、お答えする。

高齢者は被害にあっても誰にも相談しない、被害にあったことに気付かない方もいる。御意見のとおり、見守りは非常に難しく、つなぎの役割を担う方のスキルが非常に重要だと考える。

法定協議会と任意団体の違いは、個人情報共有できること。例えば、国民生活センター等で蓄積されている個人の被害情報等を提供してもらうことも制度的には可能。そこで見守りの対象者と誰が見守るかというところを検討してくことになる。人材育成の部分では、高齢者の見守りの手順、フロー等を作っているなので、それらを活用しながら、人材を育成して参りたい。また、高齢者等に様々な情報をお届けし、自分も

相談してみようと思っていただくことも重要であると考えます。

消費者教育プロジェクトについては、消費者行政推進本部幹事会消費者教育部会を開催し、意見交換を行った。資料3の3ページのイメージ図は、学校に情報提供する際のルートを示しているもの。事業を推進するにあたっては双方向で情報共有をし、学校現場で混乱を生じないように配慮をしたうえで進めていくよう、教育部会で検討してまいりたい。

啓発、情報提供については、本計画の期間は3年間ということもあり、長期的には底力、自己判断できる力を育むという視点からのプログラム作成、サポートが重要となるが、3年間のうちに成年年齢が引き下げられる可能性が非常に高いため、そこに特化し、なおかつ3年間で実施可能なものとして検討した。まずは、高等学校を中心に金融広報アドバイザーの派遣等を実施することを考えている。

(川口会長)

消費者教育は、消費者行政や学校教育の家庭科や社会科などの限られた教科で解決できるものではない。消費者は国民であるといっているわけだから、全ての人に生きていくために必要なものであるのに、必要な施策を消費者行政ですべてやってしまうようにすることにもともと無理がある。行政が行う啓発は対症療法的なものであり、それをキャッチする消費者が、どのようにキャッチして判断していくかという、生きていくための基礎力を育てるのが学校教育。すみわけもよく考えて、学校教育では何をすべきか、消費者行政では何をすべきか、実効性のある仕組みづくりも視野にいれるよう検討してもらいたい。

出前講座などでも、アドバイザーの話を聞いてもらうだけでなく、聞いている児童、生徒が自分で考えるためにはどう工夫するか、という点を学校側と細かい部分まで打ち合わせをして行うことが必要。

(徳村委員)

金融広報アドバイザーの立場から発言すると、決められた時間がすべて講話になってしまうのは、もったいない。依頼元である学校等と事前に打ち合わせをし、お互いのニーズに沿ったことを行うことが連携だと考える。参加型ワークショップ、ゲームを作ったり、クイズ形式にしたりして工夫をすることで自分で考えることを促しているが、金融広報アドバイザーだけでは、不十分。金融広報アドバイザーや消費生活相談員に出前講座をさせるのであれば、学校との役割分担を消費生活課で支援してもらいたい。

(原委員)

計画の策定部会部会長をやっている。川口会長、徳村委員のおっしゃった視点は非常に重要であると思う。真摯にうけとめて、策定部会で引き続き、審議していきたい。

(堀川委員)

さきほどから、実生活に即したというところが話題になっているが、学校では、限られた時間で、いろんなパターンでやってきているが、年間の時間が8時間程度という中で、いかに工夫していくかという点が課題。特別支援教育に携わって気づいたことは、児童、生徒の困り感に早く気付くことが大事ということ。いろんな情報を取り入れながら、学校でやっていくことが必要だと感じた。啓発して児童生徒の困り感に気づいたときに、どんな対応ができるのかという点については、今後検討に入れてもらいたい。

(川口会長)

本日は、様々な意見と新たな視点が示されたので、今後の消費者教育推進計画の推進に生かしてもらいたい。

(事務局・消費生活課)

本日は、貴重な御意見をいただき感謝申し上げます。消費者行政と消費者教育について、連携しながら進めてまいりたい。

5 閉 会

以上